

寒川町介護保険料（令和6年度～令和8年度）

基準額は、第5段階の62,400円（年額）です。（月額5,200円）

段階	対象者	保険料率	年額
第1段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者または市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く。）の合計額が80万円以下の人	基準額×0.455 （基準額×0.285）	28,390円 （17,780円）
第2段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く。）の合計額が80万円を超えて120万円以下の人	基準額×0.685 （基準額×0.485）	42,740円 （30,260円）
第3段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く。）の合計額が120万円を超える人	基準額×0.690 （基準額×0.685）	43,050円 （42,740円）
第4段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く。）の合計額が80万円以下の人	基準額×0.90	56,160円
第5段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く。）の合計額が80万円を超える人	基準額×1.00	62,400円
第6段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	74,880円
第7段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	81,120円
第8段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	93,600円
第9段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	106,080円
第10段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	118,560円
第11段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	131,040円
第12段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	143,520円
第13段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	149,760円

※基準額とは、町の介護保険給付にかかる費用などから算出された額となります。

※老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※公的年金等収入金額とは、国民年金、厚生年金、共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金等は含まれません。

※今後、8月の金額を改めて変更させていただく場合があります。

第1段階から第3段階までの人の介護保険料については、寒川町介護保険条例第6条第2項から第4項までの規定により、（ ）内の金額となります。

この通知書は、介護保険法第129条、第131条、第135条、第136条、寒川町介護保険条例第6条及び第11条の規定に基づいて賦課徴収する介護保険料の仮徴収額納入通知書です。